

# 誓 約 書

## 1 G P S機能付き携帯電話緊急通報装置の貸与に関する事項

- （1）利用者は、善良な管理者の注意をもって貸与されたG P S機能付き携帯電話緊急通報装置（以下、「携帯電話」という。）を維持管理するものとし、貸与機器の原状を変更し、又は貸与機器を譲渡し、若しくは貸与目的以外に使用してはならない。
- （2）利用者は、携帯電話を損傷又は亡失したときは、直ちに町長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。この場合において、利用者の重過失又は故意によるものと認められるときは、利用者は、その損害を賠償しなければならない。
- （3）利用者は、携帯電話を必要としなくなったときは、速やかに町長にその返還を申し出なければならない。

## 2 携帯電話の使用に関する事項

利用者は、次の各号について、承諾又は遵守しなければならない。

- （1）貸与される携帯電話は、常に発信できる状態を保持し、利用者の自宅内において使用すること。
- （2）119番通報があった場合をはじめとする緊急時には、緊急通報協力者又は役場職員（以下、「救助者」という。）が、利用者の自宅内への立ち入りを認めること。
- （3）緊急時に救助者が利用者の自宅内に入るため、やむを得ず自宅等の一部を破損させても賠償責任を問わないこと。
- （4）携帯電話からの119番通報では、通報地点を管轄しない消防本部につながることがあり、通報地点を管轄しない消防本部に通報がつながった場合、通報地点を管轄する消防本部（実際に救急車や消防車が出動する消防本部）へ、119番通報の転送（つなぎ替え）が行われること。
- （5）2.（4）の119番通報の転送が行われる際に、時間がかかる場合があるため、通話を切らずに待つこと。
- （6）2.（4）及び（5）に関わらず、他市町村の消防本部につながった場合、利用者が無言の状態であると、119番通報として受理されない場合があること。
- （7）携帯電話からの119番通報で通報地点が町外である場合、愛川町及び愛川町消防本部では対応できないこと。

私は、愛川町ひとり暮らし高齢者等携帯電話緊急通報システム事業実施要綱に基づく携帯電話の貸与にあたり、要綱に規定する事項及び上記事項について遵守いたします。

年 月 日

愛 川 町 長 殿

利用者 住 所  
氏 名